

〔一三六〕政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザル方式による調達手続を実施する。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計業務（以下「本件業務」という。）

(2) 調達業務の特質等

本件業務に係る説明書、業務委託仕様書及び特記仕様書（以下「説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月19日まで

2 参加資格に関する事項

本件手続に参加することができる者は、共同企業体（2者又は3者で構成するものに限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 平成30年度に県が発注する測量及び建設コンサルタント業務に係る入札参加資格のうち「建築一般」部門の資格を有する者であること。当該資格を有していない場合は、3により参加表明書及び参加資格の確認書類（以下「参加表明書等」という。）の提出期限までに参加資格の申請手続を行うこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者でないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

エ 当該共同企業体への出資比率が、当該共同企業体の代表者にあつては60パーセント以上、他の構成員にあつては10パーセント以上であること。

オ 本件業務について、2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。なお、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく事業協同組合が共同企業体の構成員となつて本件業務を受託した場合は、当該事業協同組合

の組合員は、別の共同企業体の構成員となることができない。

カ この公告の日（以下「公告日」という。）から契約締結の日までの間において、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止を受けていないこと。

キ 公告日から契約締結の日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けていないこと。

ク 公告日から契約締結の日までの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 公告日において、共同企業体の代表者が、直接受注した庁舎又は事務所の用途に供する建築物の新築、増築又は構造躯体の耐震性能を向上させる改修（スリット施工のみの改修を除く。以下「耐震改修」という。）に係る設計業務（同一の建築物で基本設計及び実施設計のいずれの業務も完成させたものに限る。以下同じ。）で、1棟の延べ面積のうち庁舎又は事務所の用途に供する部分の面積（増築又は耐震改修の場合は、当該増築又は耐震改修に係る部分の面積に限る。）が8,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(3) 公告日において、共同企業体の代表者以外の構成員が、直接受注した建築物の新築又は増築に係る設計業務のうち、1棟の延べ面積（増築の場合は、当該増築部分の面積に限る。）が4,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

3 参加資格の申請手続

本件手続への参加を希望する者で、2(1)アの資格を得ていないものは、平成30年岡山県告示第188号（測量及び建設コンサルタント業務の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等）に基づき参加表明書等の提出期限まで（岡山県の休日 を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/552807.html>

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部監理課建設業班（岡山県庁本庁舎6階）

電話（086）226-7463（直通）

4 説明書等の交付等

(1) 説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年4月3日（火）から同年5月8日（火）まで（県の休日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

岡山県総務部財産活用課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>

(2) 貸与資料の貸与期間及び貸与方法

ア 貸与期間

(1)アと同じ。

イ 貸与方法

5(6)の場所において貸与を受けること。

5 参加表明書等の交付，提出等

(1) 交付期間

4(1)アと同じ。

(2) 交付方法

4(1)イと同じ。

(3) 提出期限

平成30年5月8日（火）午後5時まで

(4) 提出場所及び提出方法

(6)の場所に持参すること。

(5) 提出に要する費用

提出者の負担とする。

(6) 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎営繕・耐震化班（岡山県庁本庁舎4階）

電話（086）226-7236（直通）

6 選考に関する事項

(1) 第一次審査

ア 岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別に定める評価基準に基づき、提出された参加表明書等を書類審査し、5以内の者を第二次審査の対象者として選定する。

イ アにより選定された者に対して、第二次審査の対象者として選定された旨を通知するとともに、第二次審査の対象者として選定されなかった者に対して、選定されなかった理由を付して通知するものとする。

(2) 第二次審査

ア (1)アにより選定された者は、平成30年6月15日（金）午後5時までに技術提案書を5(6)の場所に持参しなければならない。

イ 選定委員会において、アにより提出を受けた技術提案書に関するヒアリングを別途行った上、別に定める評価基準に基づいて審査し、最優秀者及び次に優秀である者（以下「次点者」という。）を各1者選定する。

ウ イにより選定した最優秀者及び次点者に対して、最優秀者又は次点者に選定された旨を通知するとともに、最優秀者又は次点者に選定されなかった者に対して、選定されなかった理由を付して通知するものとする。

7 随意契約に係る見積書の徴取

選定委員会が選定した最優秀者を本件業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

8 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(2) 業務の規模

本件業務に要する費用として、約2億4,000万円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）を想定している。ただし、この金額は本件業務に係る契約額を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

(3) 詳細は、説明書等による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Design of Earthquake Resistant Facilities for the Okayama Prefectural Government Buildings

(2) Time limit to express interests :

5:00 P.M. 8 May 2018

(3) Time limit for submission of proposals for Initial Screening :

5:00 P.M. 8 May 2018

(4) Time limit for submission of proposals for Secondary Screening :

5:00 P.M. 15 June 2018

(5) Contact point for documentation relating to the proposal :

Property Utilization Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7236 (direct dialing)